

～木材を育てる時代から利用する時代に～

森林の施業集約化について

森林・林業に関わる国の制度改正が急速に進んでおります。皆様の森林整備に直接関係のあるものをまとめてみました。平成24年から本格スタートします。

1.森林経営計画の作成

森林組合が面的なまとまり（林班毎に）をもって作成する実行計画書です。

2.森林施業集約化

最低5ha以上の搬出間伐が出来るような団地になるように、森林所有者から同意書（経営委託契約書）を集める行為です。

3.森林環境保全直接支払い制度(今までの森林造成事業です)

間伐については次の要件が必須となります。

- ①事業主体(補助事業申請者)は経営計画作成者になります。(森林組合等)
- ②一回の申請面積は5ha以上。(小面積の場合は生産森林組合等大面積所有者と一緒にして申請)
- ③間伐材の搬出量は1ha当り10m³以上が必要です。

※下草刈、除伐等間伐を除く事業は今まで通りです。切捨て間伐は「森林づくり県民税」で当面对応できます。

4.低コスト化に向けた路網整備等の加速化。

5.国産材の需要拡大と効率的な加工、流通体制の整備

施業集約により効率的な森林整備を

